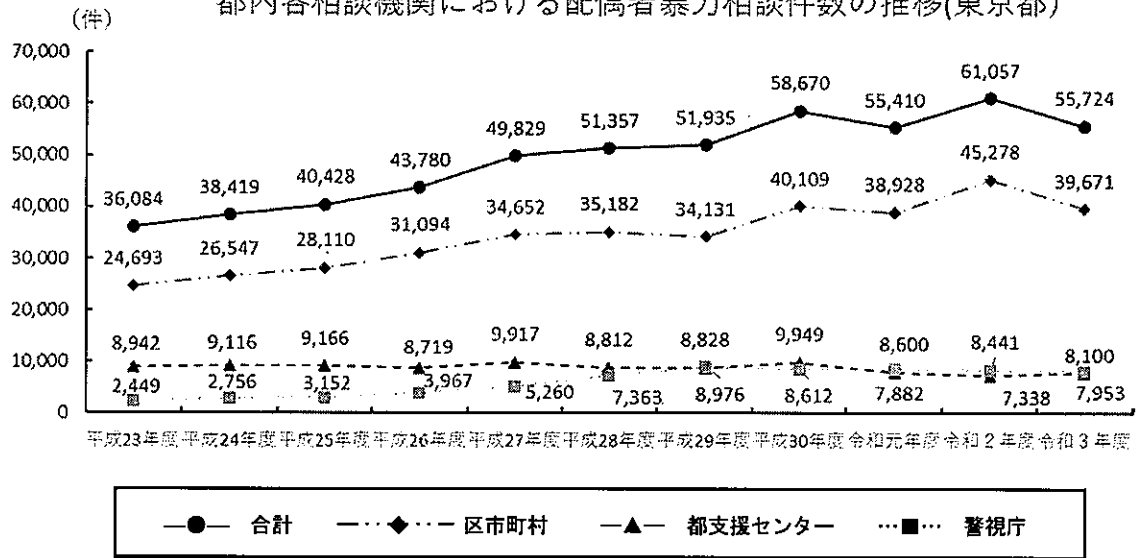


都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移(東京都)



資料:東京都福祉保健局「東京都の配偶者暴力相談件数の推移」(令和3年度)

図表 1

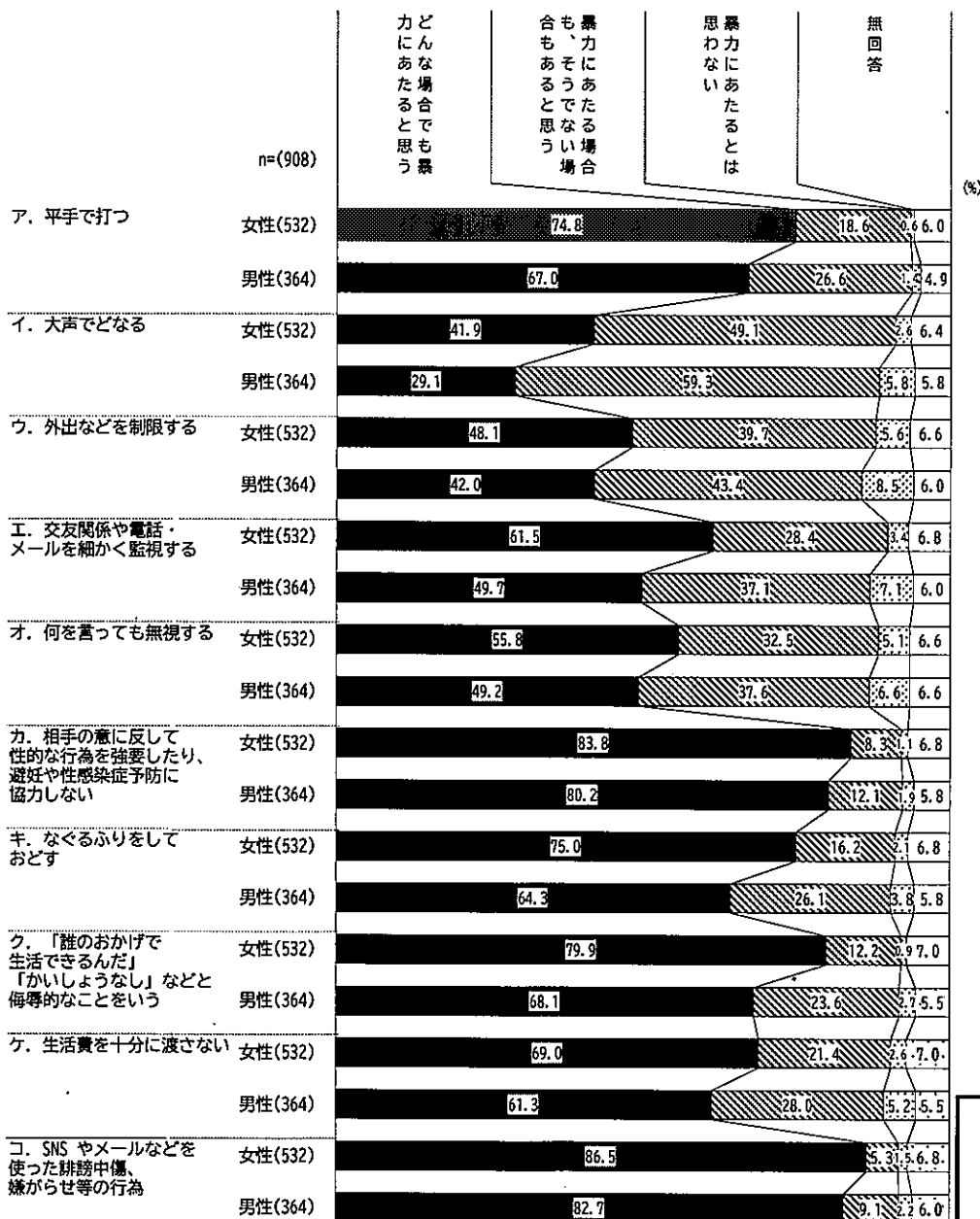
7 暴力やハラスメントについて

(1) 暴力にあたると思うことと被害の経験

問 14 あなたは、親密な間柄で起きる次のような行動を、暴力にあたると思いますか。(〇はそれぞれの数字に1つずつ)

【どう思うか】

親密な間柄で起きる行動について、それが暴力にあたると思うかを聞いたところ、全体でみると「どんな場合でも暴力にあたると思う」が最も多い項目は、「SNSやメールなどを使った誹謗中傷、嫌がらせ等の行為」であり、続いて「相手の意に反して性的な行為を強要したり、避妊や性感染症予防に協力しない」、「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしようなし」などと侮辱的なことをいう、「平手で打つ」、「なぐるふりをしておどす」、「生活費を十分に渡さない」である。



図表 2

6. 男女間暴力について

問 19

親密な間柄で起きる次のような行動を、暴力にあたると思いますか。
 (それぞれの項目について、番号に1つずつ○)
 また、これまでに配偶者や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。
 (それぞれの項目について、アルファベットに1つずつ○)

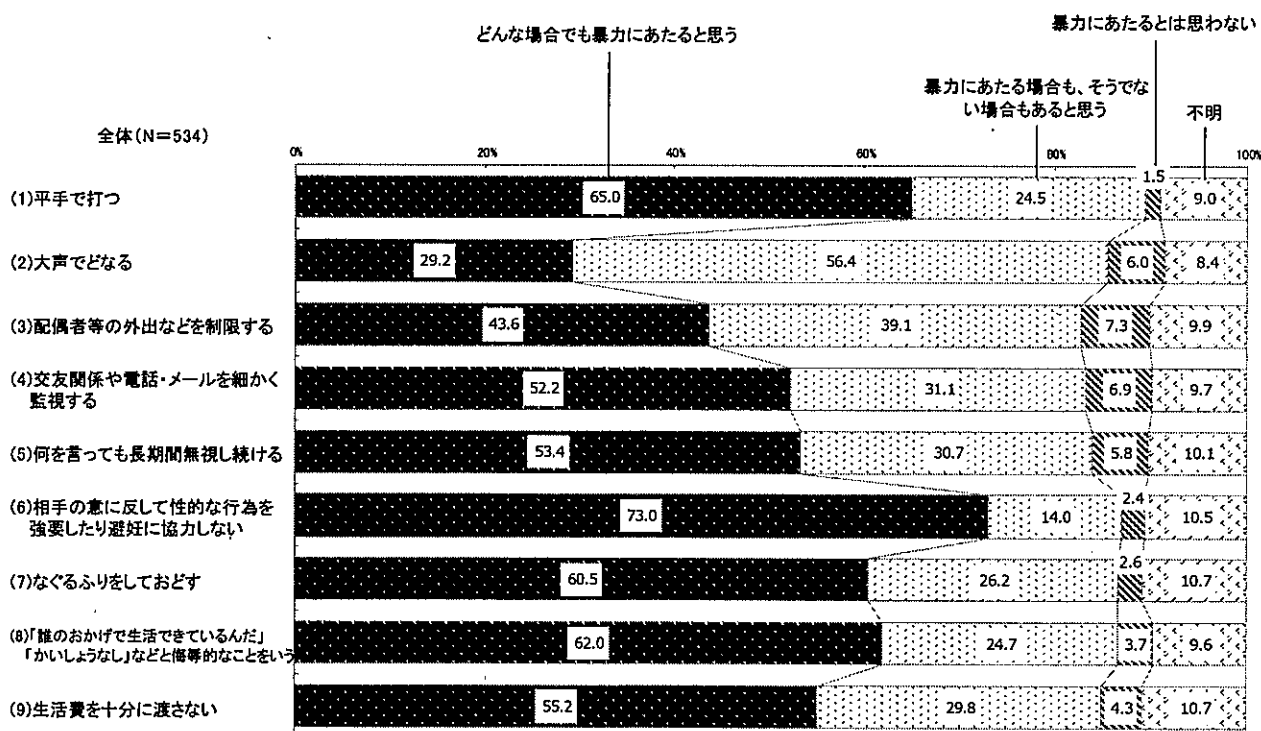
《暴力の認識》

暴力という認識が60%を超えているのは、「相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない」、「平手で打つ」、「『誰のおかげで生活できているんだ』『かいしようなし』などと侮辱的なことをいう」、「なぐるふりをしておどす」。一方、「大声でどなる」は、場合によるという認識。

「どんな場合でも暴力にあたると思う」の回答率が高い項目を全体で見ると、「相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない」が73.0%で最も高く、ついで「平手で打つ」(65.0%)、「『誰のおかげで生活できているんだ』『かいしようなし』などと侮辱的なことをいう」(62.0%)、「なぐるふりをしておどす」(60.5%)などと続いている。一方、「大声でどなる」については、「どんな場合でも暴力にあたると思う」の29.2%より、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」の56.4%が、全項目の中で唯一高くなっている(図表一問19-①)。

男女別で「どんな場合でも暴力にあたると思う」をみていくと、「平手で打つ」(女性64.4%、男性67.1%)、「配偶者等の外出などを制限する」(女性43.7%、男性45.0%)のみ男性の方が回答の割合が高く、それ以外は女性の方が上回っている(図表一問19-②)。

図表一問19-① 親しい関係にある男女間の暴力の認識(全体)



平成29年度

図表3

7 暴力やハラスメントについて

(1) 暴力にあたると思うことと被害の経験

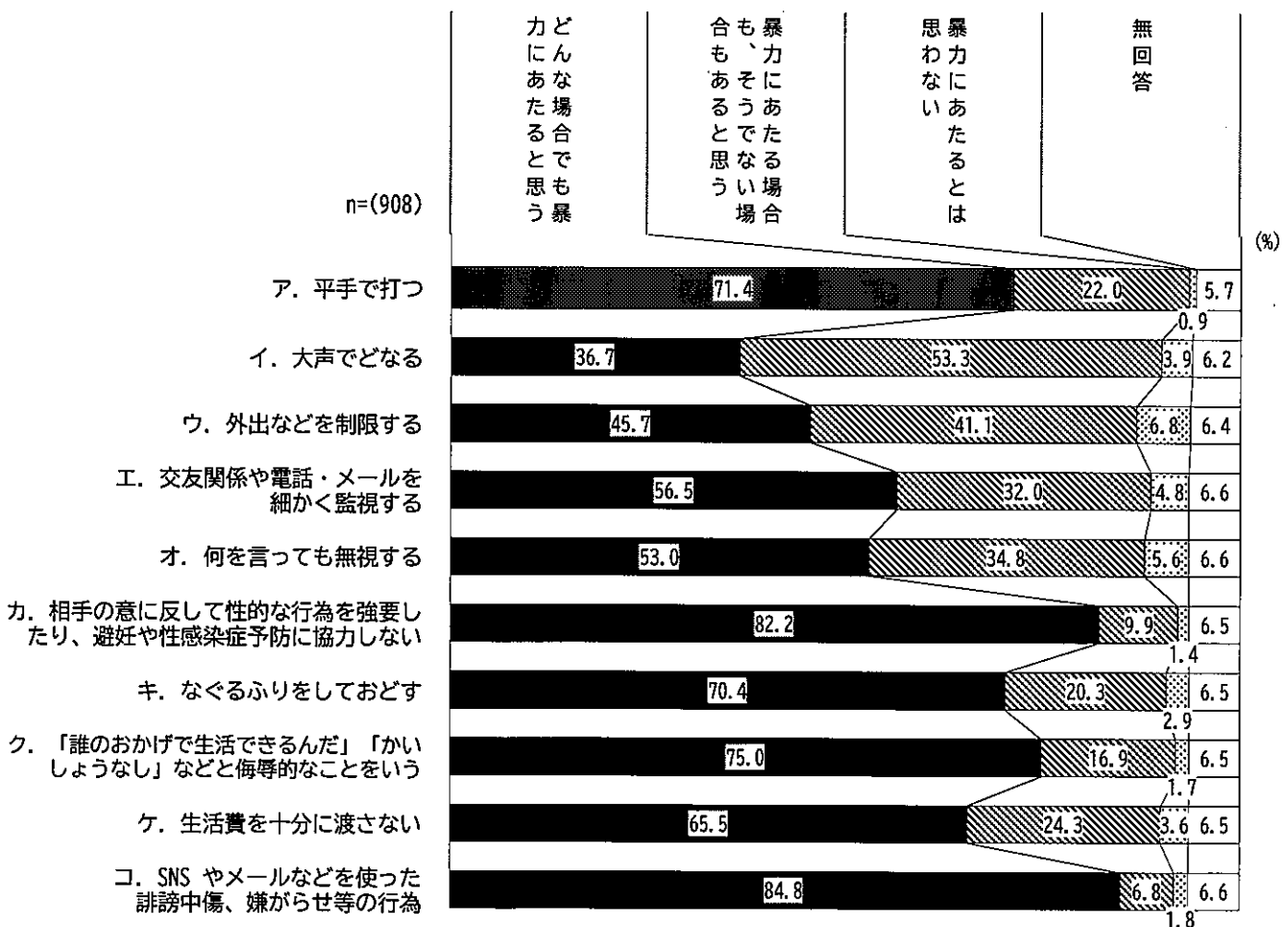
問 14 あなたは、親密な間柄で起きる次のような行動を、暴力にあたると思いますか。(〇はそれぞれの数字に1つずつ)

また、これまでに配偶者(事実婚や元配偶者を含む)や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。(〇はそれぞれのアルファベットに1つずつ)

■ どう思うか(認識する暴力)

親密な間柄で起きる行動が暴力にあたると思うかについて、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が全体で最も多い項目は「SNSやメールなどを使った誹謗中傷、嫌がらせ等の行為」(84.8%)であり、続いて「相手の意に反して性的な行為を強要したり、避妊や性感染症予防に協力しない」(82.2%)、「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしようなし」などと侮辱的なことをいう」(75.0%)、「平手で打つ」(71.4%)、「なぐるふりをしておどす」(70.4%)、「生活費を十分に渡さない」(65.5%)となっている。

図表 暴力にあたると思うこと(全体)

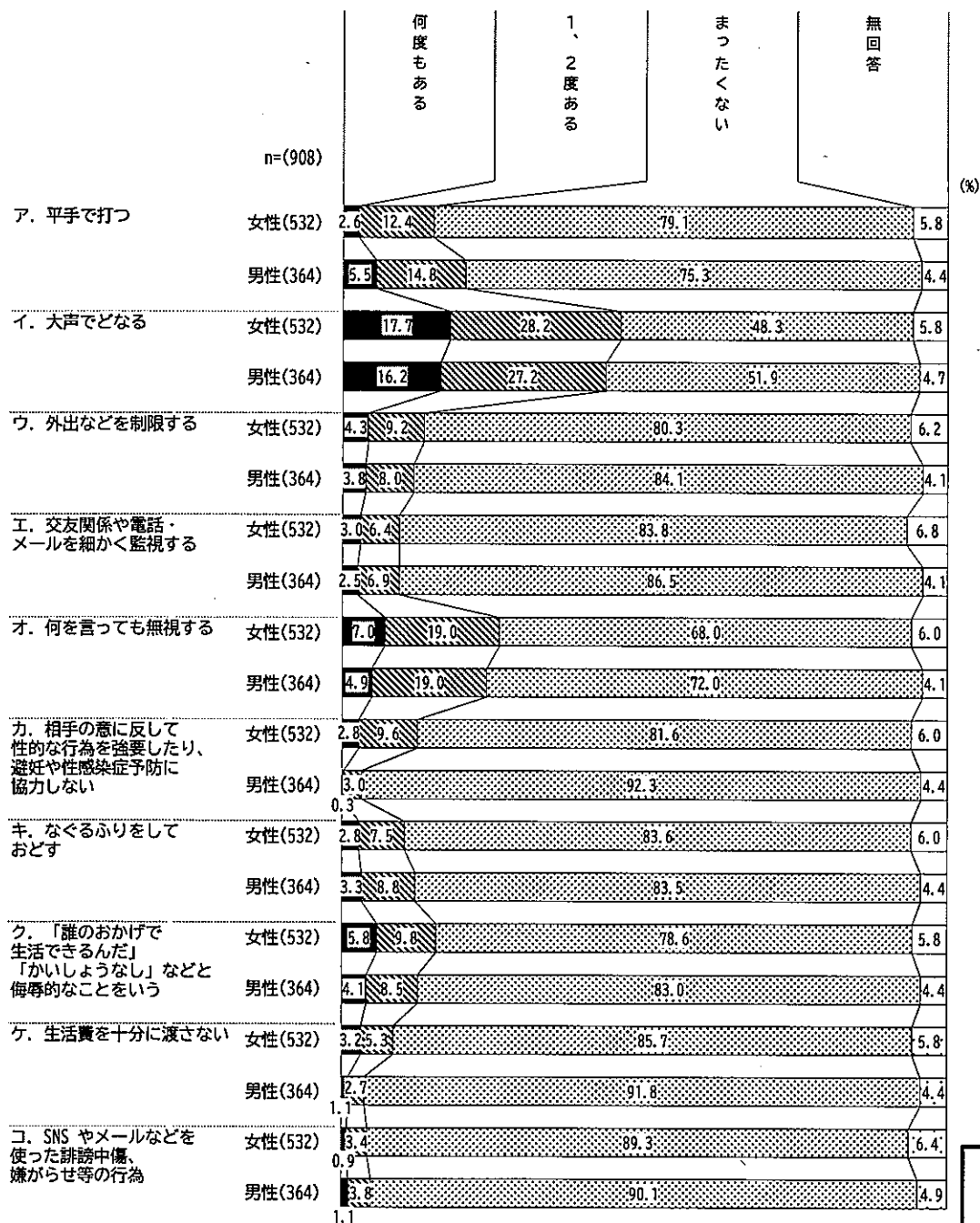


問 14 また、これまでに配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

【されたことがあるか】

されたことがある行動を性別でみると、男女ともにくされたことがある※が多い項目は、「大声でどなる」、「何を言っても無視する」である。

※「何度もある」と「1、2度ある」の合計



図表5

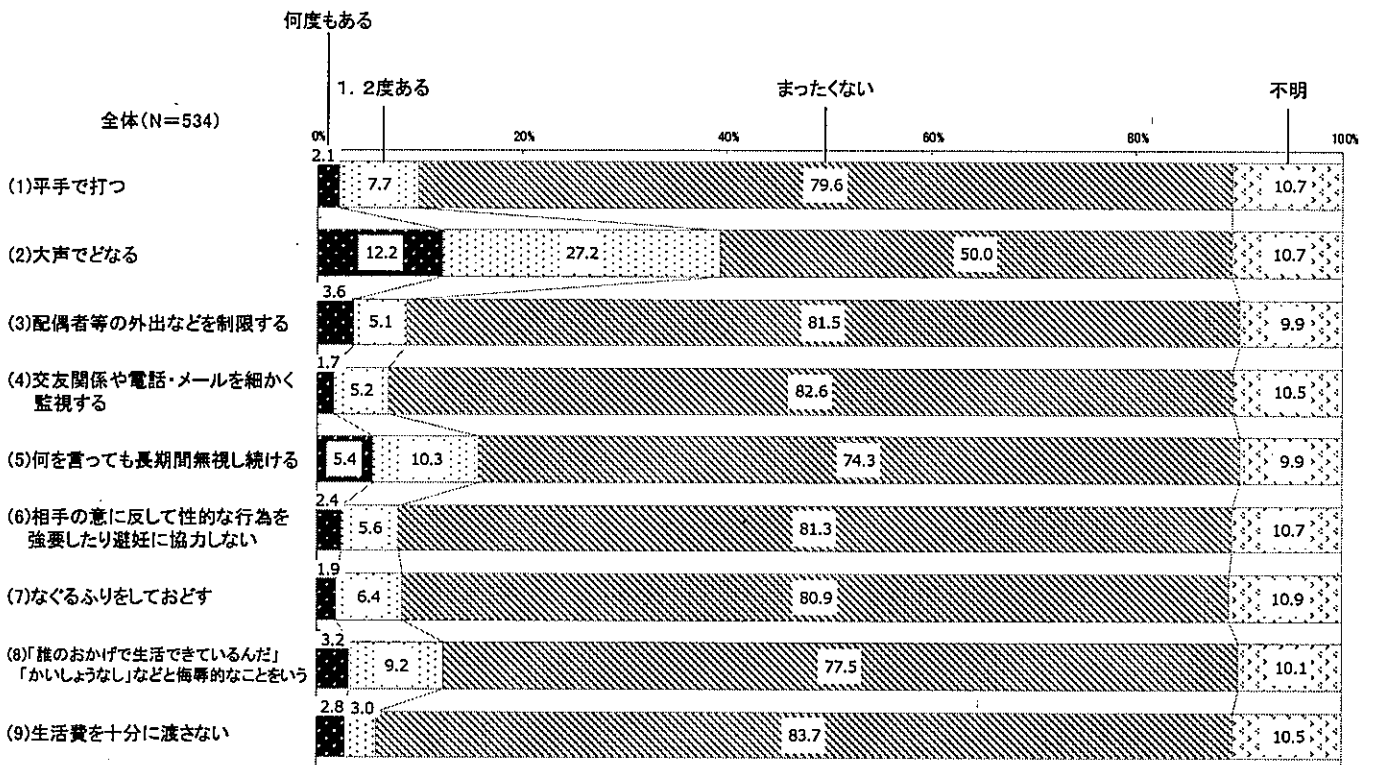
《暴力を受けた経験》

最も回答率が高いのは「大声でどなる」の39.4%で、ついで「何を言っても長期間無視し続ける」の15.7%となっている。

暴力を受けた経験（「何度もある」「1、2度ある」の合計）をみると、最も高いのは「大声でどなる」の39.4%で、ついで「何を言っても長期間無視し続ける」（15.7%）、「『誰のおかげで生活できているんだ』『かいしようなし』などと侮辱的なことをいう」（12.4%）と続く（図表一問19-③）。

男女別では、「配偶者等の外出などを制限する」（女性9.2%、男性8.0%）、「相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない」（女性12.2%、男性3.8%）、「なぐるふりをしておどす」（女性8.2%、男性7.9%）、「生活費を十分に渡さない」（女性6.7%、男性4.2%）の4項目では女性の方が経験率が高く、「平手で打つ」（女性8.1%、男性11.7%）、「大声でどなる」（女性38.5%、男性41.6%）、「交友関係や電話・メールを細かく監視する」（女性5.2%、男性8.8%）、「何を言っても長期間無視し続ける」（女性13.3%、男性18.7%）、「『誰のおかげで生活できているんだ』『かいしようなし』などと侮辱的なことをいう」（女性11.8%、男性13.7%）の5項目については男性の方が経験率が高い（図表一問19-④）。

図表一問19-③ 親しい関係にある男女間の暴力の経験（全体）

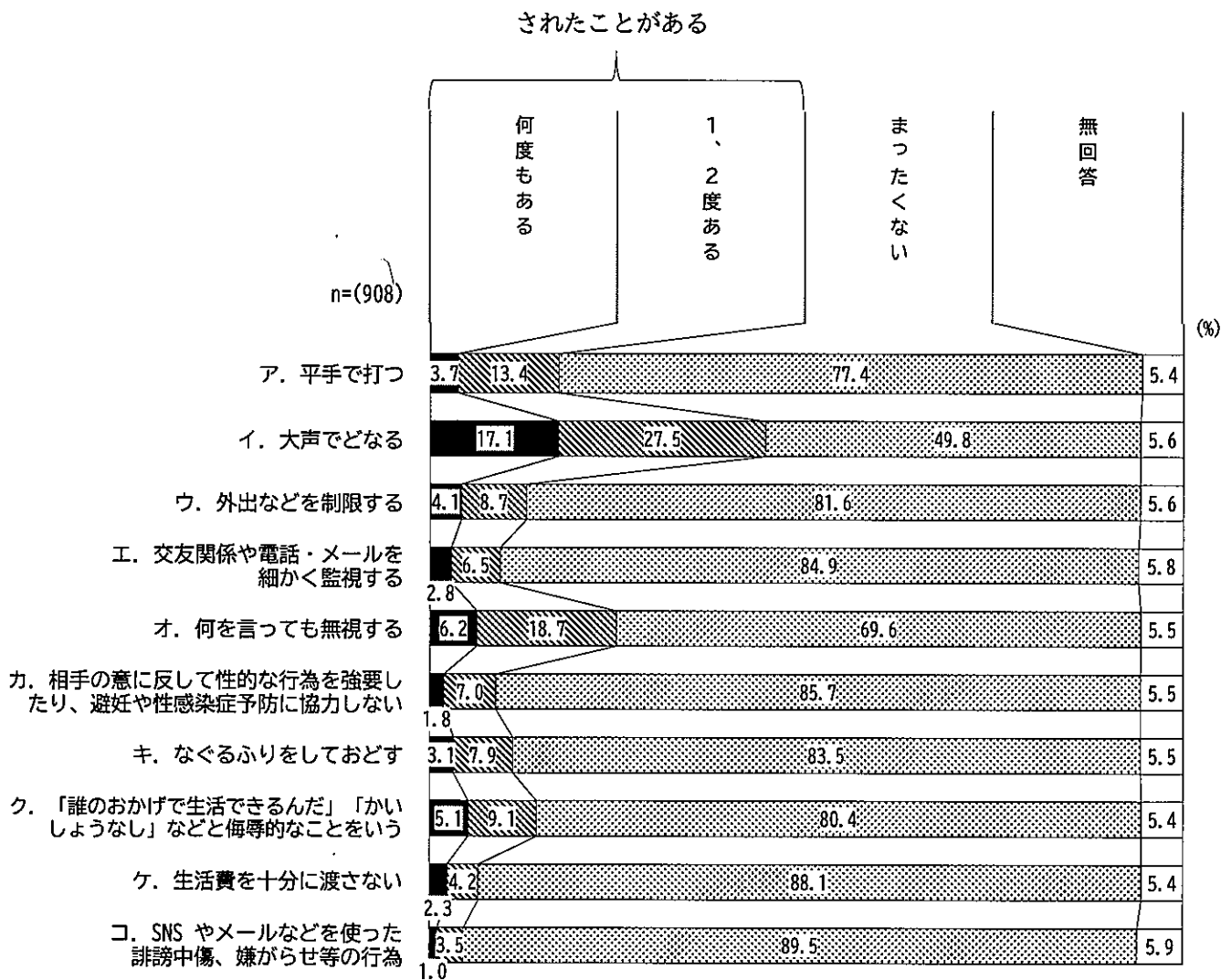


■ されたことがあるか（暴力被害の経験）

されたことがある行動は、全体では<されたことがある※>が多い項目は、「大声でどなる」(44.6%)、「何を言っても無視する」(24.9%)である。

※「何度もある」と「1、2度ある」の合計

図表 暴力被害の経験(全体)



令和4年度

図表7

(3) 受けた暴力やハラスメントについて相談をしたか

問14で「AまたはB」といずれかの項目で回答した方、問15で「1から5」のいずれかを回答した方にお聞きします。

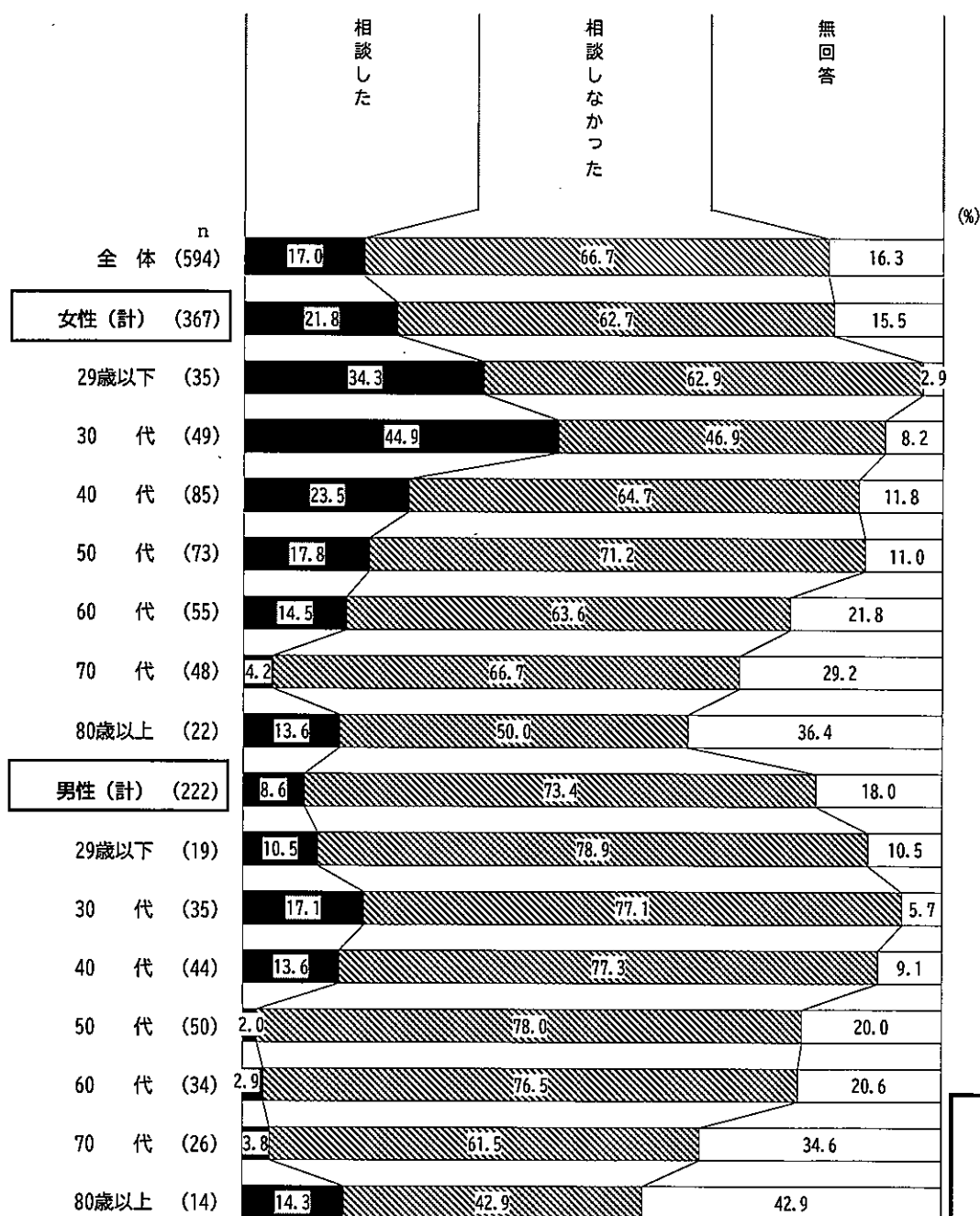
問16 あなたが受けた暴力やハラスメントについて、どこか（誰か）に相談しましたか。（〇は1つ）

問14で「何度もある」または「1、2度ある」、問15で何らかのハラスメントを受けた経験があると回答した方に、受けた暴力やハラスメントについてどこか（誰か）に相談したかを聞いた。全体では、「相談しなかった」が66.7%と最も多く、「相談した」は17.0%である。

性別でみると、男女ともに「相談しなかった」（女性62.7%、男性73.4%）が最も多く、男性が女性を10.7ポイント上回っている。

性・年代別では、「相談した」は女性30代（44.9%）で最も多く、次いで女性29歳以下（34.3%）である。

図表 受けた暴力やハラスメントについて相談をしたか(全体、性別、性・年代別)



図表 8

(4) 相談しなかった理由

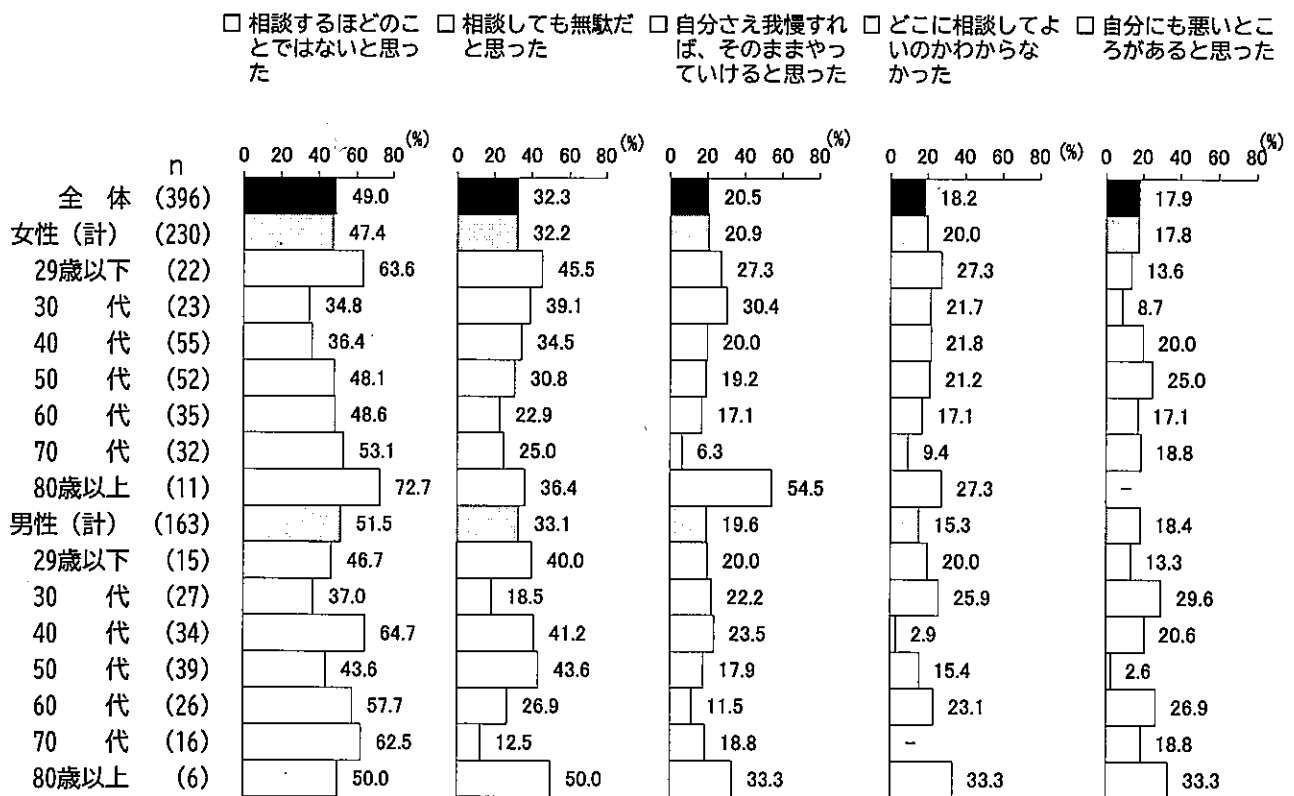
問16で「2. 相談しなかった」と回答した方にお聞きします。
 問16-1 相談しなかった理由としてあなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

相談しなかった理由は、全体では「相談するほどのことではないと思った」という回答が49.0%で最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」(32.3%)、「自分さえ我慢すれば、そのままやっていけると思った」(20.5%)、「どこに相談してよいのかわからなかった」(18.2%)となっている。

性別でみると、男女ともに「相談するほどのことではないと思った」(女性47.4%、男性51.5%)が最も多く、男性が女性を4.1ポイント上回っている。「暴力だとは認識していなかった」(女性17.0%、男性10.4%)では女性が男性を6.6ポイント上回っている。

性・年代別では、「相談するほどのことではないと思った」が男性40代で64.7%と多く、「相談しても無駄だと思った」は男性の40代(41.2%)と50代(43.6%)で4割以上と多い。

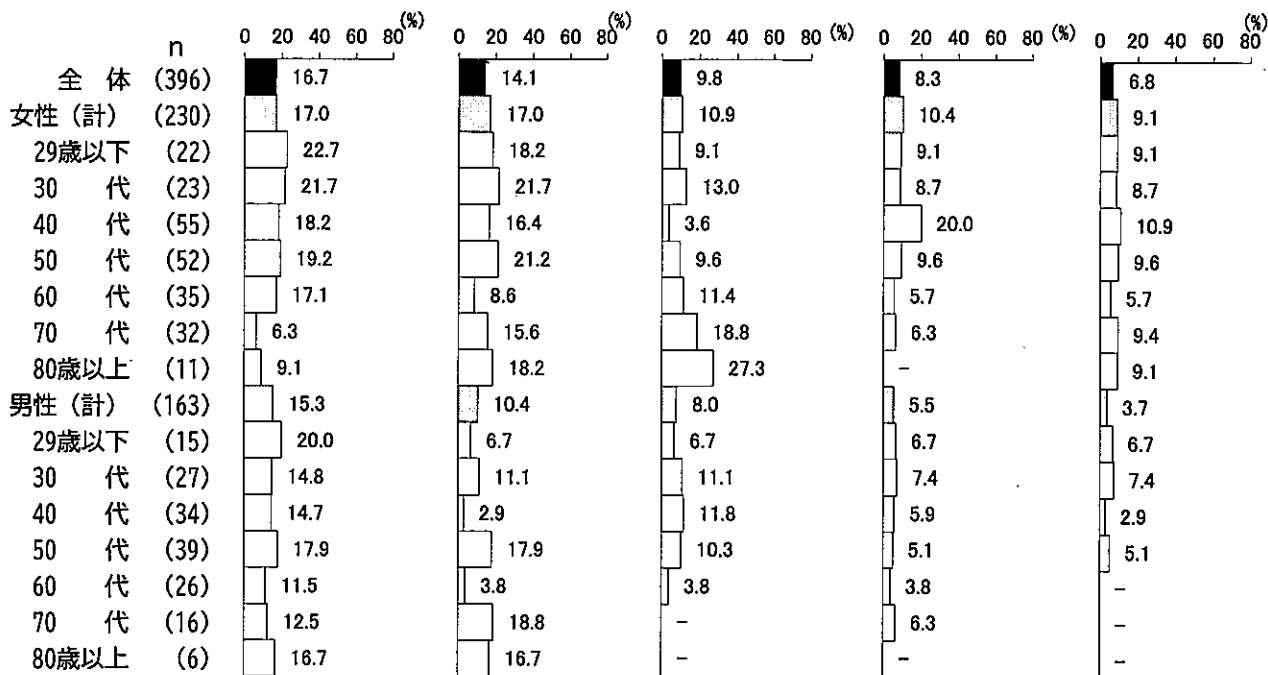
図表 相談しなかった理由(全体、性別、性・年代別)①



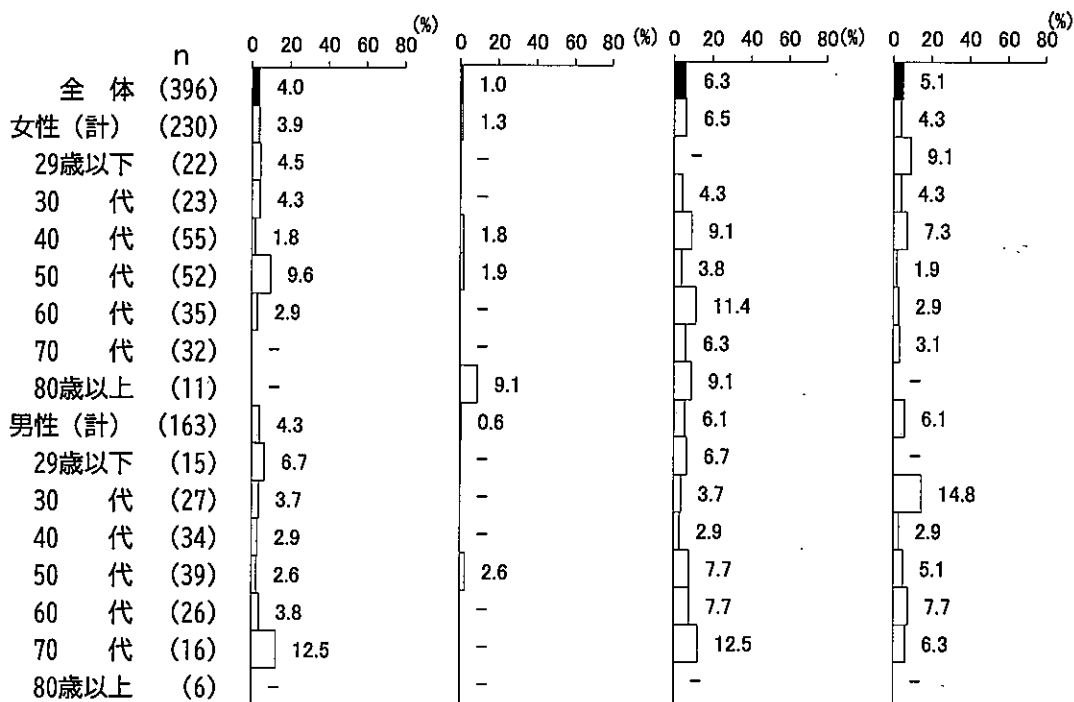
図表 9

図表 相談しなかった理由(全体、性別、性・年代別)②

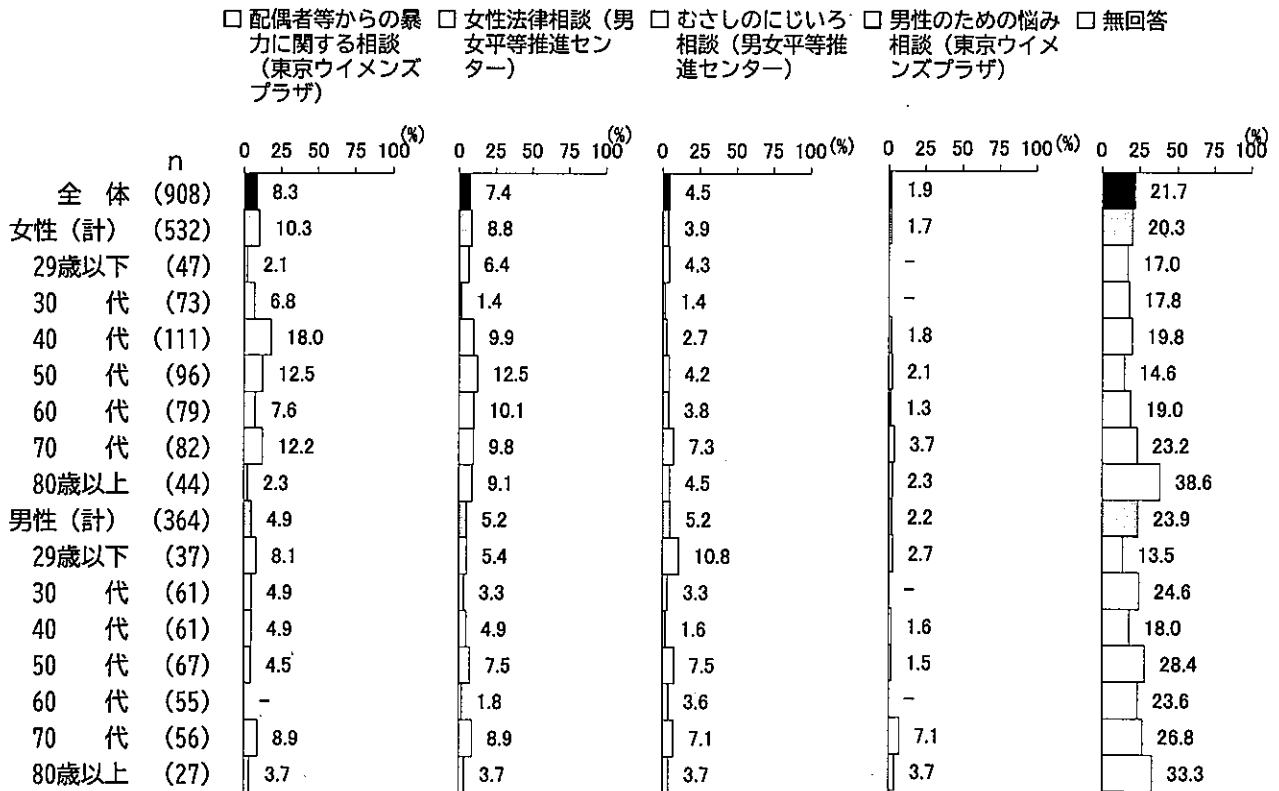
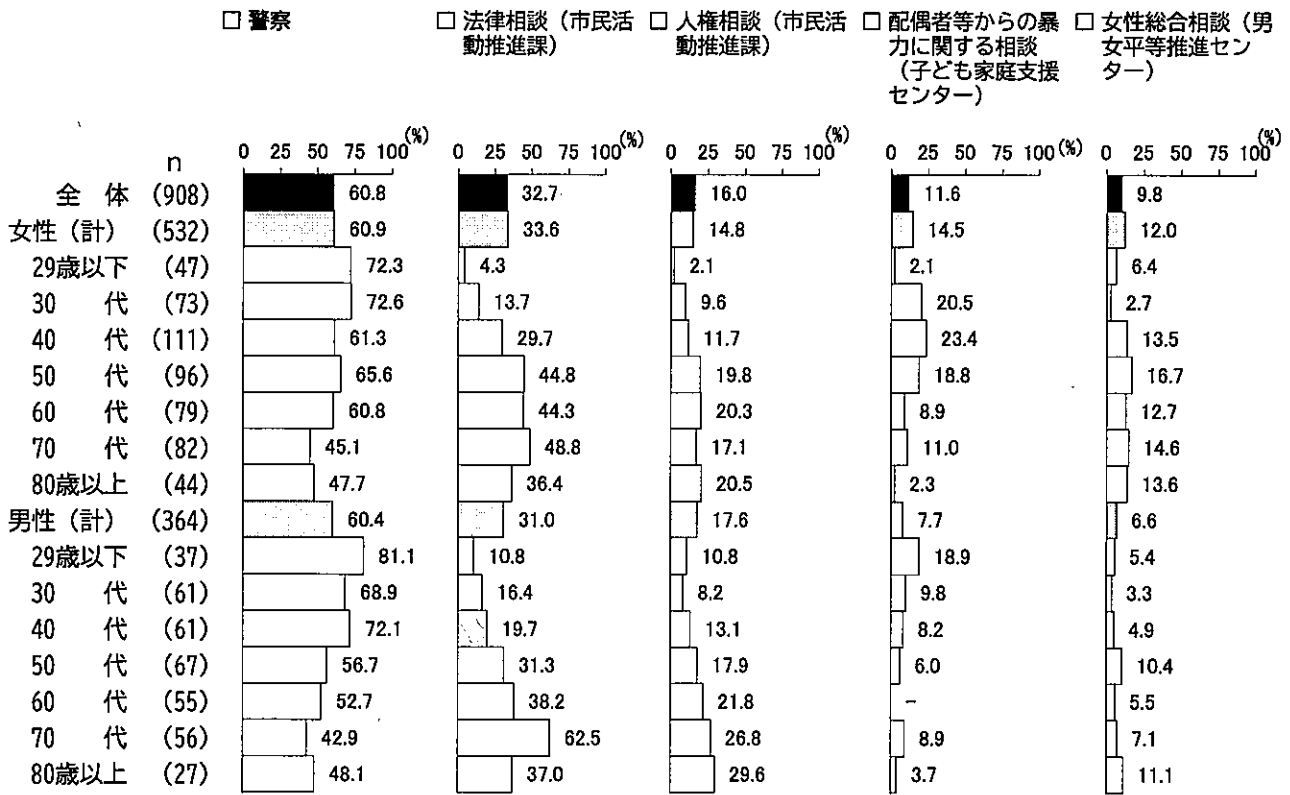
□ 相談する人がいなかった □ 暴力だとは認識していなかった □ 他人を巻き込みたくなかった □ 周りの人に知られたいくなかった □ 恥ずかしくて誰にも言えなかった



□ 世間体が悪いと思った □ 子どもに危害が及んだり、仕返しをうけると思った □ その他 □ 無回答



図表 知っている相談窓口(全体、性別、性・年代別)

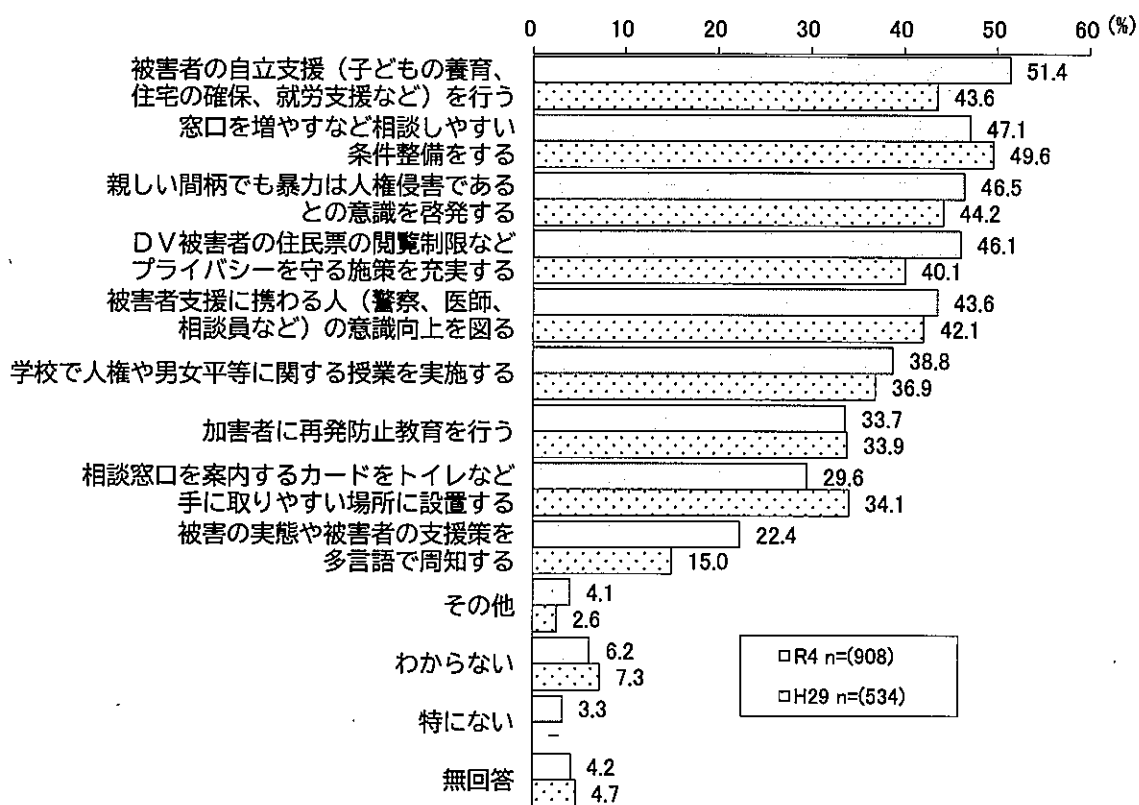


図表10

経年比較

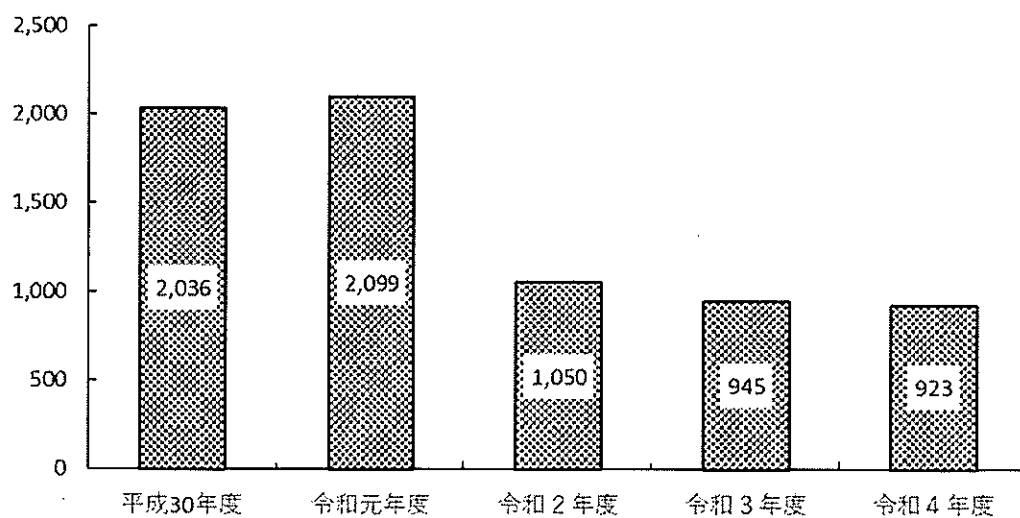
平成29年調査と比較すると、「被害者の自立支援（子どもの養育、住宅の確保、就労支援など）を行う」（平成29年43.6%、令和4年51.4%）は7.8ポイント、「被害の実態や被害者の支援策を多言語で周知する」（平成29年15.0%、令和4年22.4%）は7.4ポイント増加している。「相談窓口を案内するカードをトイレなど手に取りやすい場所に設置する」（平成29年34.1%、令和4年29.6%）は4.5ポイント減少している。

図表 配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のため必要な施策(経年比較)



図表 1 1

(件) セクシュアル・ハラスメント労働相談件数(東京都)

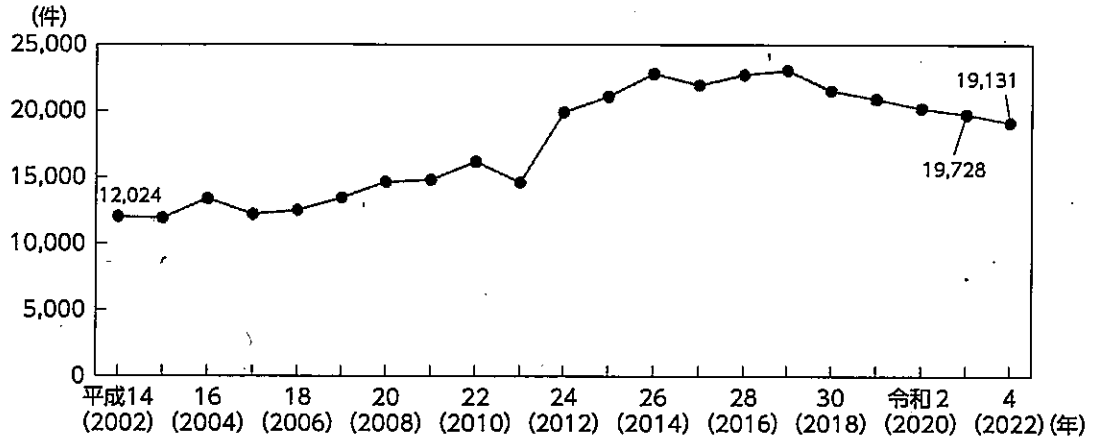


資料:東京都労働局「労働相談及びあっせんの概要」(令和4年度)

図表12

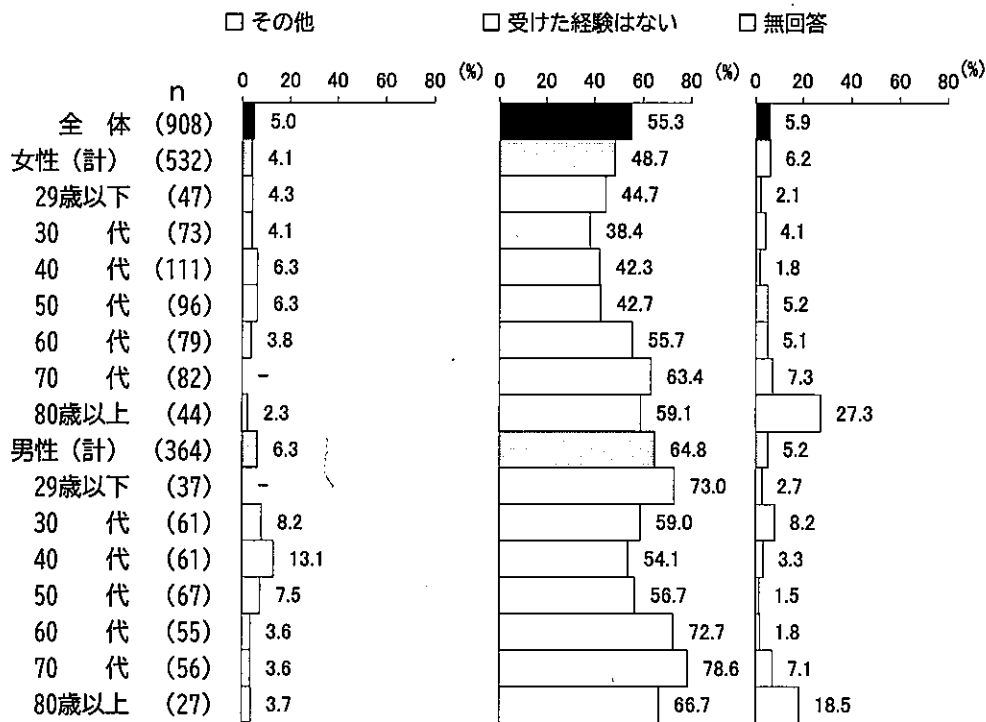
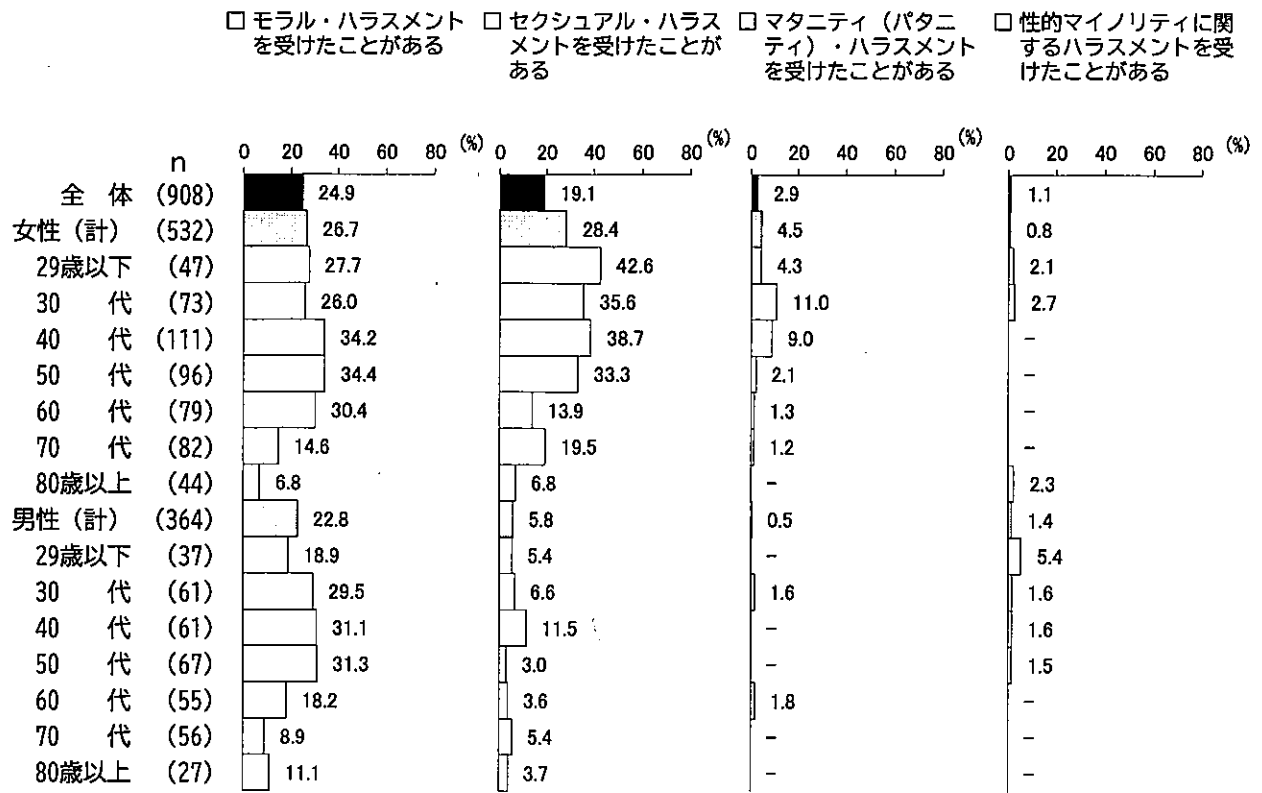
5-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移

- 令和4（2022）年のストーカー事案の相談等件数は1万9,131件で、前年に比べ597件（3.0%）減少。
- 平成24（2012）年以降高い水準で推移してきたが、30（2018）年から減少傾向。



(備考) 警察庁「ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より作成。

図表 ハラスメントを受けた経験(全体、性別、性・年代別)



図表14

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 児童を行おうおそれのある女子の保護更生を行う児童福祉法からの抜粋

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えていて問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

- 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務
- 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用
- 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

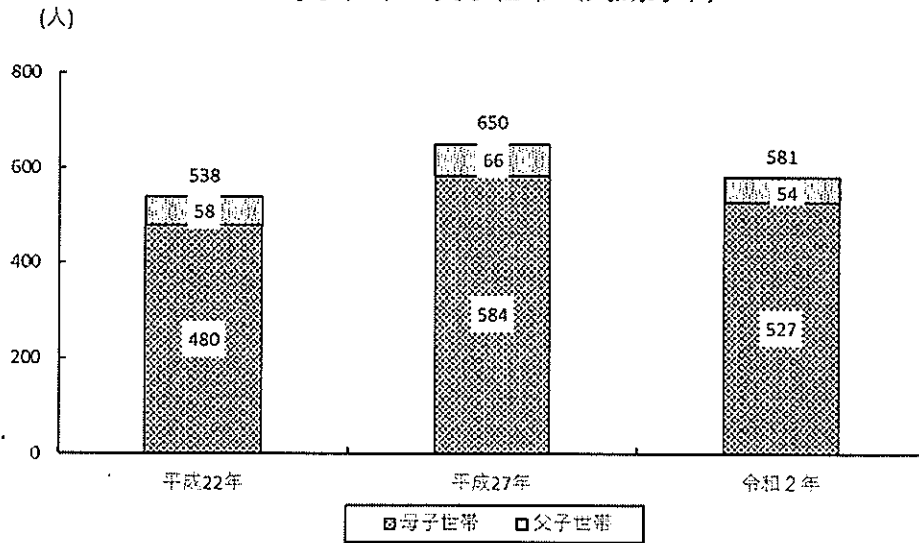
施行期回等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目的）
②法律全体の見直し（施行後3年を目的）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

母子世帯・父子世帯（武蔵野市）



資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

図表16

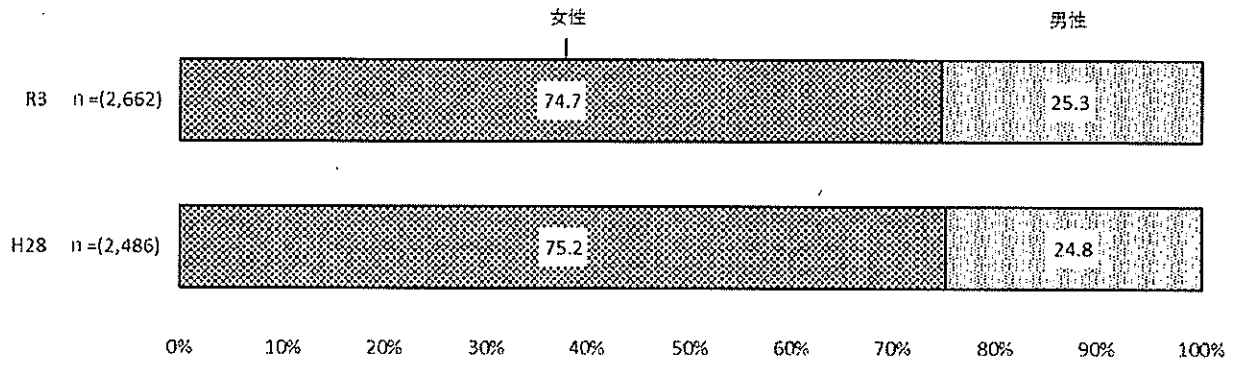
	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

資料:厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」(令和4年)

- ※ 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要。
- ※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)
- ※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。
- ※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。
- ※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

図表17

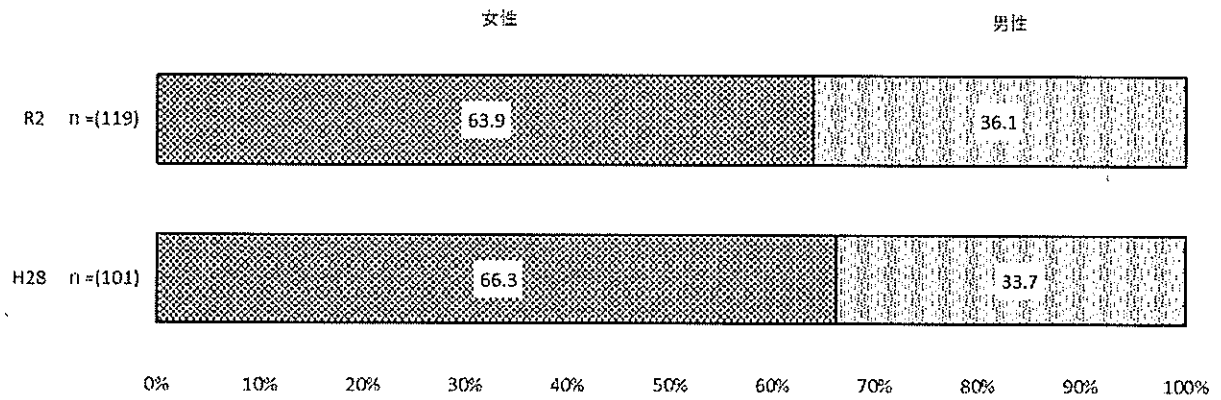
被虐待高齢者の性別(東京都)



資料:東京都福祉保健局「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(令和4年)

図表18

被虐待障害者の性別(東京都)



都内における障害者虐待の状況 (平成28年度、令和2年度)

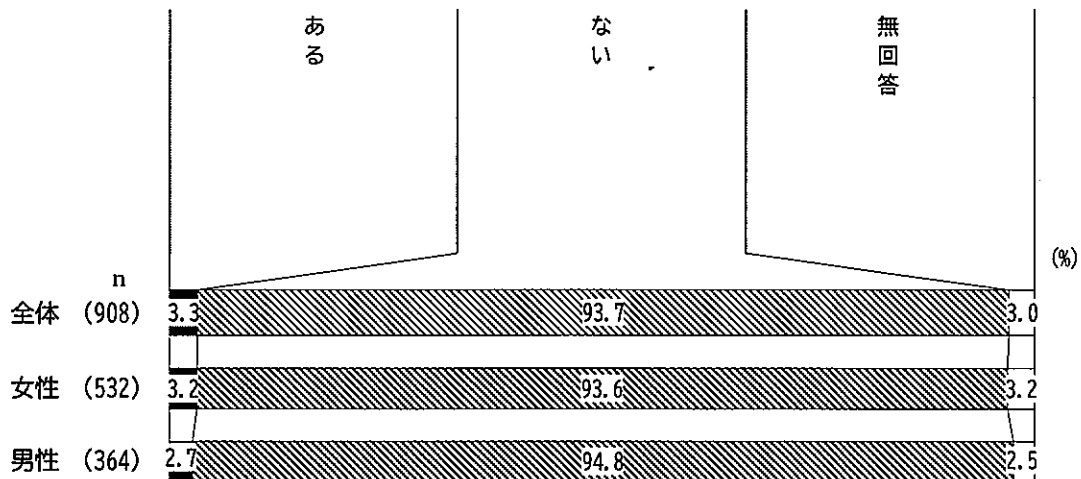
図表19

6 性の多様性について

(1) 自分の性別への違和感や恋愛感情が同性に向かうなどの悩みの有無

問12 あなたは、自分の性別に違和感を覚えたり、恋愛感情が同性に向かうなどで悩んだことがありますか。(○は1つ)

自分の性別への違和感や恋愛感情が同性に向かうなどで悩んだことがある人は、全体で3.3%、性別で見ると、悩んだことがある人は、女性3.2%、男性2.7%である。



図表20

(2) 男女平等に関する考え方

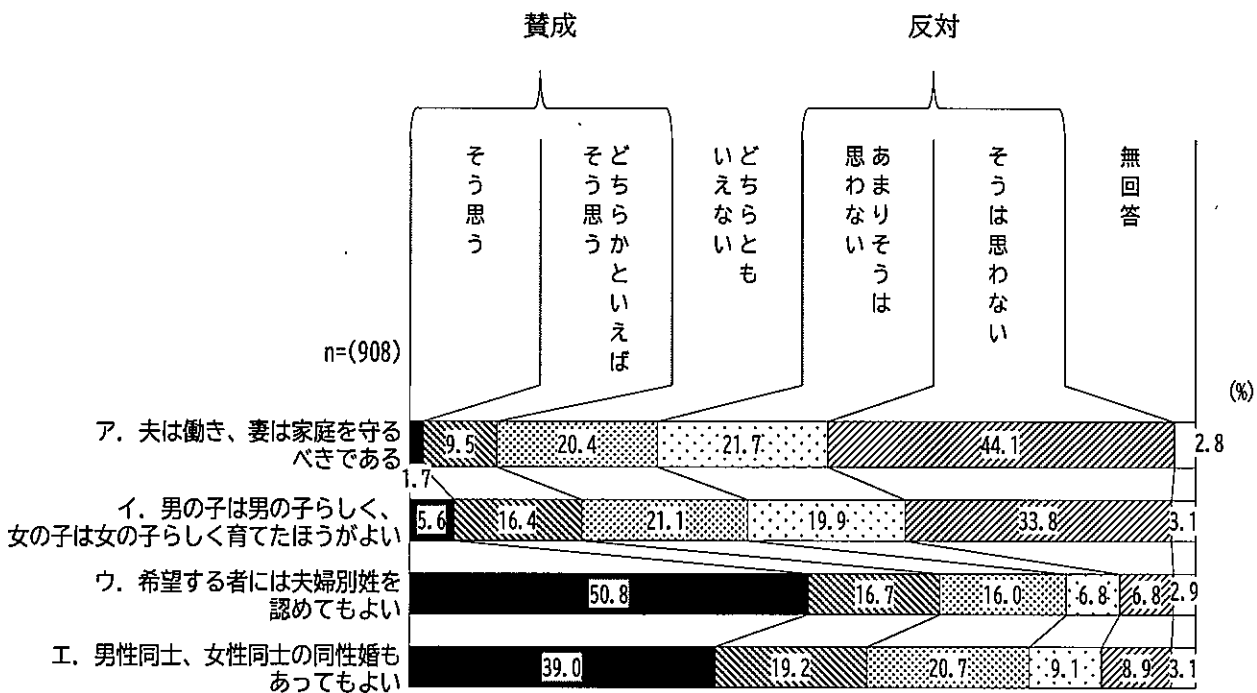
問8 あなたは、次にあげるような考え方について、どのように思いますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

男女平等に関する考え方は、全体では＜反対意見※1＞が多いのは、「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」(65.8%)と「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい」(53.7%)となっている。一方、＜賛成意見※2＞が多いのは、「希望する者には夫婦別姓を認めてもよい」(67.5%)と「男性同士、女性同士の同性婚もあってもよい」(58.2%)となっている。

※1 「あまりそうは思わない」と「そうは思わない」の合計

※2 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

図表 男女平等に関する考え方(全体)



図表 21

(2) 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策

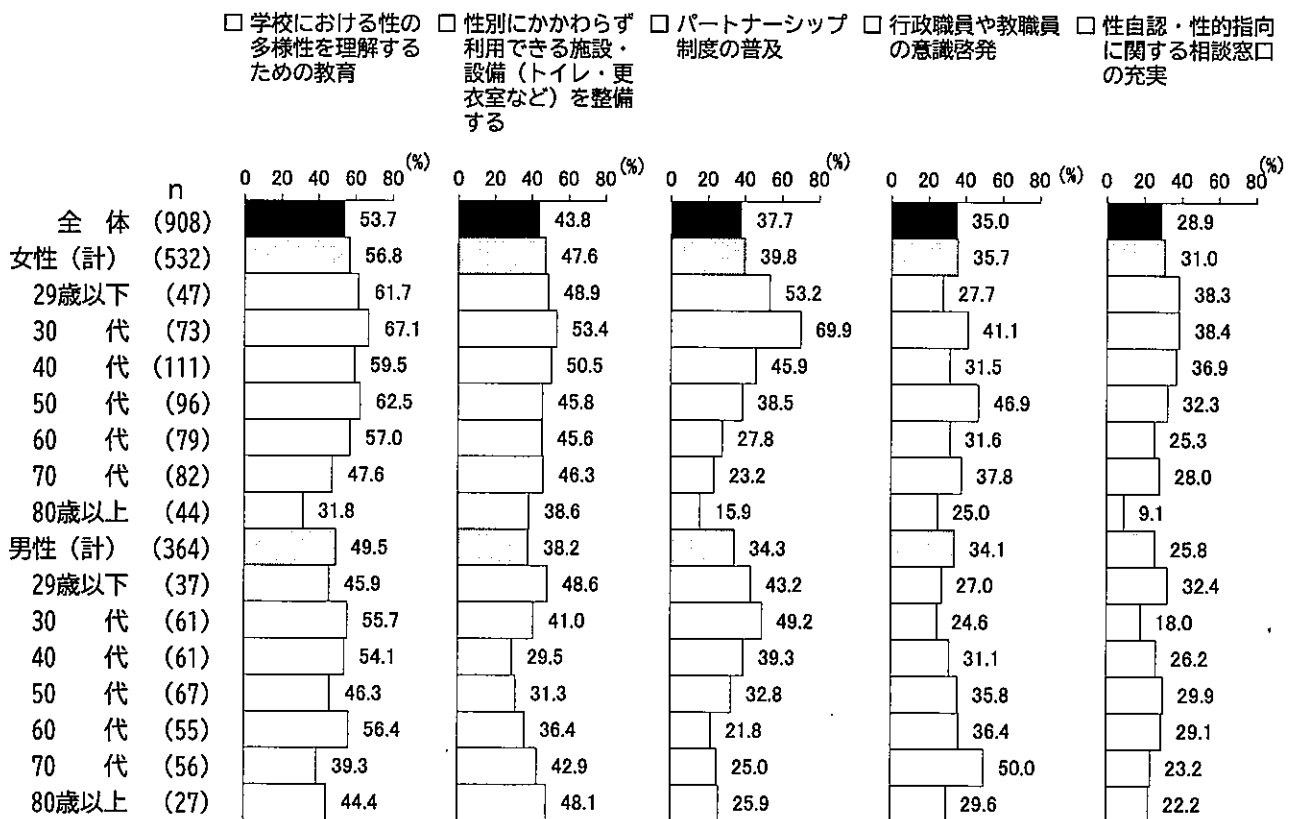
問13 あなたは、性の多様性を認め合う社会をつくるために、市にどのような施策を期待しますか。(〇はいくつでも)

性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、全体では「学校における性の多様性を理解するための教育」という回答が53.7%と最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」（43.8%）、「パートナーシップ制度の普及」（37.7%）、「行政職員や教職員の意識啓発」（35.0%）となっている。

性別で見ると、男女ともに「学校における性の多様性を理解するための教育」（女性56.8%、男性49.5%）が最も多く、女性が男性を7.3ポイント上回っている。「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」（女性47.6%、男性38.2%）では、女性が男性を9.4ポイント上回っている。「市民への啓発活動」（女性19.9%、男性24.2%）では、男性が女性を4.3ポイント上回っている。

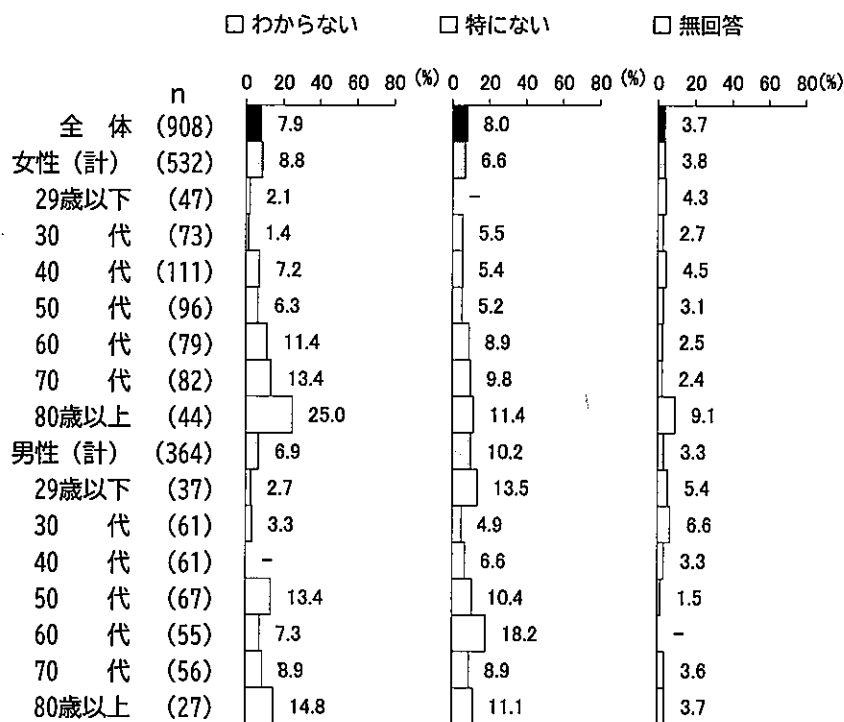
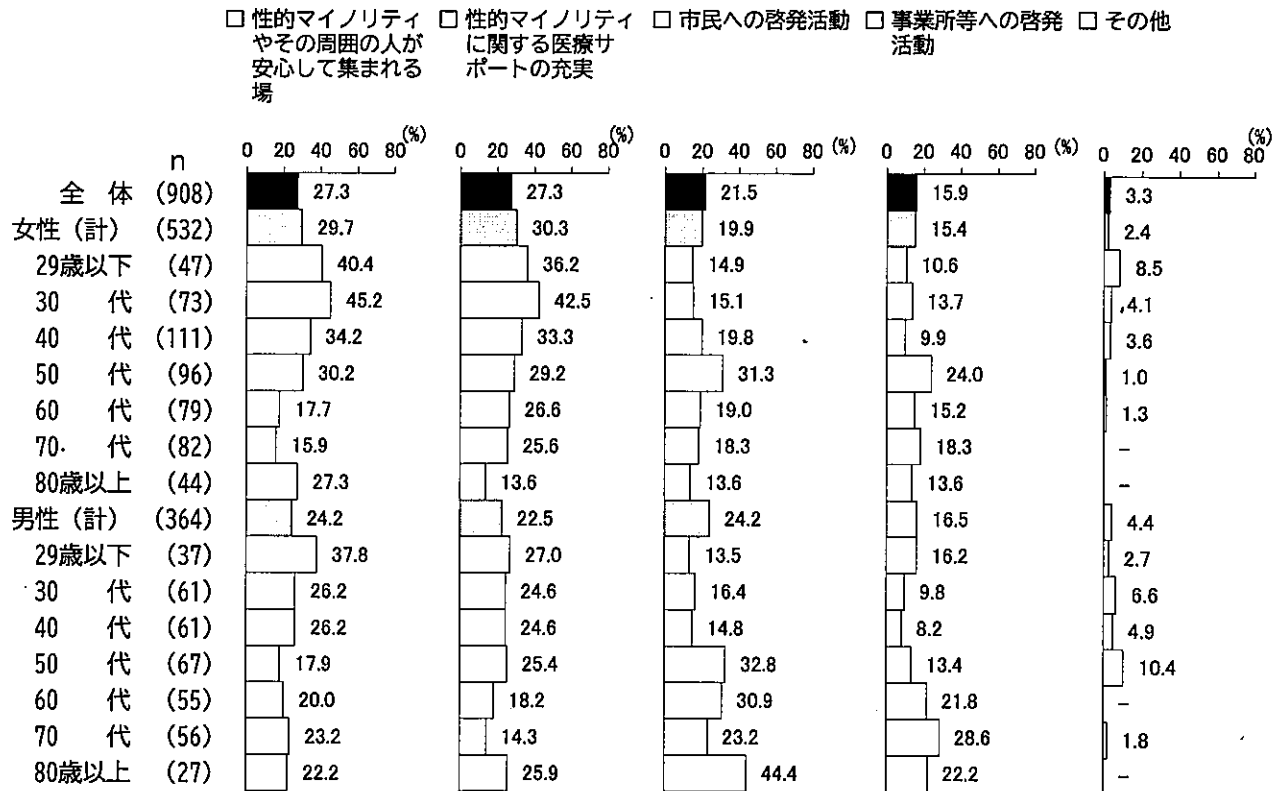
性・年代別では、「学校における性の多様性を理解するための教育」は女性30代（67.1%）で最も多く、29歳以下（61.7%）と50代（62.5%）でも6割以上である。「パートナーシップ制度の普及」は女性30代（69.9%）で最も多く、女性29歳以下（53.2%）でも5割以上である。

図表 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策
(全体、性別、性・年代別)①



図表22

図表 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策
(全体、性別、性・年代別)②



目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2条）

「性的指向」
恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
「ジェンダーアイデンティティ」
自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・ 毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・ 基本計画の策定（8条）
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・ 学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他
の必要な施策（10条1項）
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ
理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・ 指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

- 事業主の役割（10条2項）
 - ・ 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置
- 学校等の設置者の役割（10条3項）
 - ・ 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
 - ※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

・ 国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）

留意事項（12条）

・ 措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

・ この法律の規定については、施行後3年を目的として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

乳がん・子宮がん検診受診率の推移（武蔵野市）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳がん検診	26.3%	26.8%	25.5%	26.2%
子宮がん検診	36.6%	37.1%	37.9%	37.8%

図表24

子宮頸がん予防ワクチン接種人数（武蔵野市）

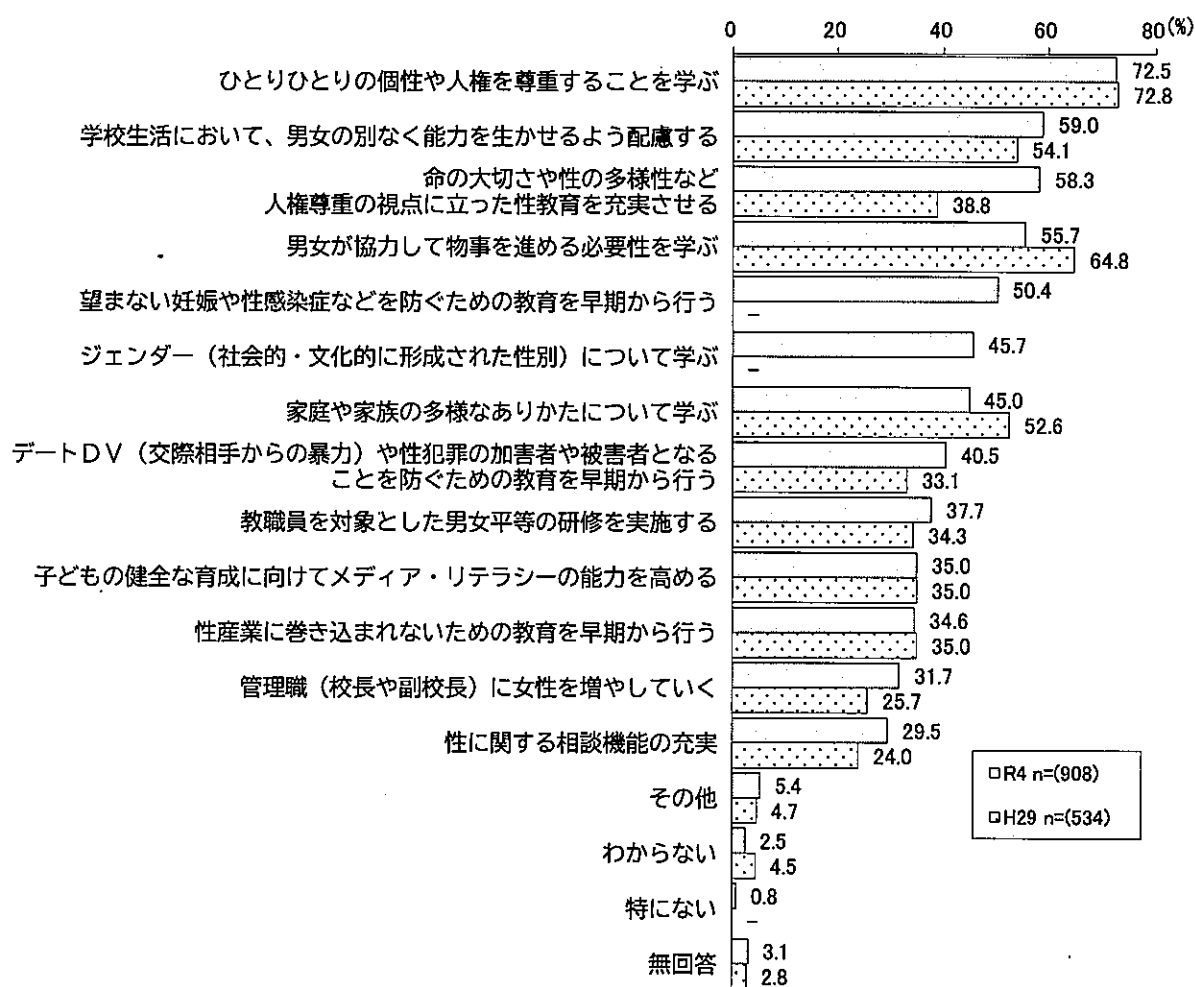
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施者数	50	291	948	1,366

図表25

経年比較

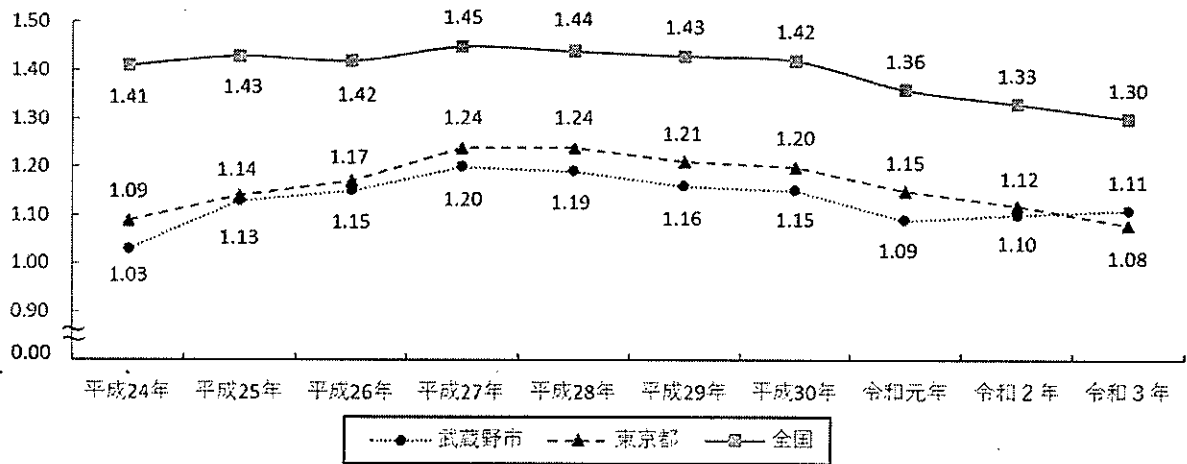
平成29年調査と比較すると、「命の大切さや性の多様性など人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」（平成29年38.8%、令和4年58.3%）は19.5ポイント、「デートDV（交際相手からの暴力）や性犯罪の加害者や被害者となることを防ぐための教育を早期から行う」（平成29年33.1%、令和4年40.5%）は7.4ポイント増加している。「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」（平成29年64.8%、令和4年55.7%）は9.1ポイント、「家庭や家族の多様なありかたについて学ぶ」（平成29年52.6%、令和4年45.0%）は7.6ポイント減少している。

図表 男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要な取り組み(経年比較)



図表 26

(人) 合計特殊出生率の推移 (武蔵野市、東京都、全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計」(各年)

図表27